

鹿児島市クリエイター活用促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の法人等に対し、鹿児島市クリエイター活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市クリエイター活用促進補助金交付要綱（令和6年8月13日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助要件となる発注対象クリエイター)

第2条 要綱第1条に規定する鹿児島市内のクリエイター（以下「市内クリエイター」という。）は、次の各号に定める全ての要件に該当する者とする。

- (1) 本市に本店を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主
- (2) 要綱第2条に規定する補助対象者が補助金を申請する時点で、鹿児島市クリエイターズデータベースに登録している者であること
- (3) 次の表に掲げる対象業種のいずれかに該当する事業を行っている者であること

対象業種	具体的な事業例
情報通信	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス等
映像・コンテンツ制作	映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリケーション開発、ウェブ制作、デジタルコンテンツ制作及び写真等
デザイン	グラフィックデザイン、ウェブデザイン、建築・設計デザイン、インテリアデザイン、プロダクトデザイン、クラフトデザイン及び服飾デザイン等
芸術	美術・音楽・演劇及びイラストレーター等

(募集)

第3条 要綱による補助金の交付にあたっては、補助金の交付を受けようとする事業者を公募するものとする。

(補助金の交付申請書類)

第4条 前条の公募に応募しようとするものは、次に掲げる応募用紙等に必要事項を記入し、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿児島市クリエイター活用促進補助金応募用紙（様式第1）
- (2) 鹿児島市クリエイター活用促進補助金事業計画書（様式第2）
- (3) 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）
- (4) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）

- (5) 課税事業者・免税事業者届出書（様式第5）
- (6) 法人の場合は法人登記簿謄本（提出前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）、個人の場合は住民票（提出前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）
- (7) 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料（見積書の写し等）

2 前項の書類は、持参又は郵送（簡易書留によること。）するものとする。この場合において提出された書類については返却しないものとする。

（実績報告）

第5条 鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号）第14条第3号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 鹿児島市クリエイター活用促進補助金実施報告書（様式第6）
- (2) 受発注の確認ができる書類の写し（契約書、請書、発注書等）
- (3) 領収書等の写し
- (4) 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第7）

（決定の取消し）

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 当該年度の末日までに事業が完了しなかったとき。
- (2) 補助対象に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
- (3) 申請内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (4) 提出された申請内容等に虚偽の記載があったとき。
- (5) 補助対象要件を満たさないことが判明したとき。

（補助金の返還）

第7条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の交付決定が取り消された場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 前項の返還の時期は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とする。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年8月30日から施行する。